

別表 2

支出科目	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費(直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。)をいう。
5 消耗品費	単価が5万円未満の物品や機器であって、主に消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
7 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
8 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
9 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいう。
10 賃 金	雇用者に対する賃金支払いに要する費用をいう。
11 雑役務費	手数料、事業者等に外注して行う調査、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
12 保険料	捕獲又は調査に従事する者の保険料をいう。
13 その他	その他必要な経費で新潟県知事が承認した経費をいう。